

キラリレポート

市民編集委員の視点から

高橋玲子さん

健康で幸せに「健幸ポイント事業」を振り返って

平成28年度から3年間実施された「健幸ポイント事業」は、「歩く・講座に参加・健診を受ける」などでポイントを貯め、商品券や地域の特産品、健康増進室のチケットなどと交換できるというものです。誰もが健康で幸せに暮らせるまちに、と近隣市のなかでもいち早く実施されました。今年10月のリニューアル実施を前に、これまでの3年間、事業に参加された松野てる子さんに感想をうかがいました。

◆松野さんにインタビュー

一さっそくですが、健幸ポイント事業に参加されたきっかけを教えてください！

介護をされていて体力の低下が気になっていたところ、ポスターを見て「楽しそう」と思ったのがきっかけです。自分の生活に合わせて無理せずにでき、本当に楽しかったです。人生の岐路に立った時に「歩く」ことはとても良いと思いました。

一よく参加していた事業はありますか？

月1回の「登録会」は、老若男女さまざまな方たちと出会え、交流できるので楽しかったです。登録の時に職員の方が励ましてくれたり、歩き過ぎたらセーブしてくれたりします。その後の運動は、ヨガや筋トレなどメニューが豊富で充実していました。



松野さん



ヨガ教室の様子

一励ましやアドバイスがあるとやる気が出そうですね。

ポイント事業への参加は、健康大学など他の教室に参加するきっかけにもなりました。顔見知りのメンバーもいて、「元気だった？」と声を掛け合っています。皆さんとても熱心。年配の方を目標にさせていただいています。清瀬のいろいろな場所に出かける機会にもなりました。

一身体が健康になるだけでなく、意識の変化もあったということでしょうか？

はい、ポイント事業の予定を手帳に付けてスケジュールリングしたら、生活にメリハリが出ました。市報をよく見るようになり、参加できそうな講座や教室には赤丸をつけ、健診のお知らせも忘れずにチェックしています。

介護中だから無理だと思い、家にこもっていましたが、外に出ていくようになりました。エレベーターではなく階段を使う、ごみ捨てついでに家の周りを歩くなど、ちょっとしたところで歩く習慣もできました。



インタビューの様子

朝、歩いていたら鶯の音が聞こえて、自然豊かな清瀬の良さを改めて感じました。

一今年度の健幸ポイントが待ち遠しいですね。

早く始まらないかなと心待ちにしています。頑張る清瀬の方々に会えるのが楽しみです。ポイントは寄付もでき、自分の活動が地域に還元されるのも嬉しいです。もし参加を迷っている方がいたら、1日1歩外に出るつもりで出ていらして欲しいです。

一貴重なお話、ありがとうございました。

◆取材を終えて

ポイント事業の楽しさがとてもよく伝わってきて、お話を聞いているだけで前向きな気持ちになりました。事業への参加をきっかけに、生活に張りが出たり、世代を超えて交流が広がったりするのも素敵です。

10月に参加年齢を拡充し、スマートフォンも導入して、再スタートするというポイント事業。楽しみです。

令和元年度健幸ポイント事業

【対象】20歳以上で市に住民登録のある方

【募集人数】1,000人

【お問い合わせ】健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

※詳しくは市報きよせ9月1日号(予定)や市ホームページでお知らせします。

消費生活相談の現場から

未成年者の契約がすべて取り消されるとは限りません！

【事例】

クレジットカード会社からの請求明細が届き、中学生の子どもによるオンラインゲームの利用料が高額になっていることが分かった。

先月の請求明細で初めて子どもがアイテムを購入していることに気づいたが、少額であったため見過ごしていた。今回はあまりにも高額なので友人に相談したところ、未成年者の契約なのだから消費生活センターに行けば取り消してもらえるのではないかと勧められた。

【アドバイス】

未成年者がオンラインゲームでアイテムを購入した場合、未成年者とゲーム会社との間にアイテム購入契約が締結されたことになります。そのため、民法上、未成年者取り消しが可能です。例外として親権者の同意があった場合や未成年者が自分の小遣いの範囲の契約をした場合、更には未成年者が『自分は成年者である』などと相手を騙していた時には取り消しができません。

事例の場合、親が自分のIDとパ



スワードを子どもに教えアイテムを自由に購入できる状態にしていたこと、子どもがアイテムの購入をするたびに親に決済のお知らせメールが届いていたことが分かりました。

高額請求となる以前から気づいていたにも関わらず何も対処せず、結果として未成年者が購入を続けられていたのであれば親権者の同意を得た契約と解釈され、未成年者取り消しは困難となります。

未成年者取り消しが認められるかどうかは、親権者がアイテム購入の事実を知った(知り得る状態にあった)後、どのような対応をしたかが重要となります。アイテム購入に気づいたら購入させないような対応を行い、すぐに消費生活センターにご相談ください。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

市史で候 mini

町名変更の歴史

「市史で候」十八の巻 「町名変更の歴史」より

昭和の初め、清瀬村役場の所在地は、中清戸字本郷道東842でした。「中清戸」が大字(おおあざ)、「本郷道東」が小字(こあざ)です。現在の市役所の住所は、中里五丁目842番地。この2つは同じ場所を指しています。地名の方が変わったのです。

市域全域が現在の住所表記になるまでの、4回の変遷を振り返ってみましょう。

最初は、昭和39年。西武線南側の地域で、新しい地名「松山」「竹丘」「梅園」が誕生しました。この

地域には、下清戸や中清戸など、清瀬駅の北側と同じ地名が入り乱れていたため、整理したのです。

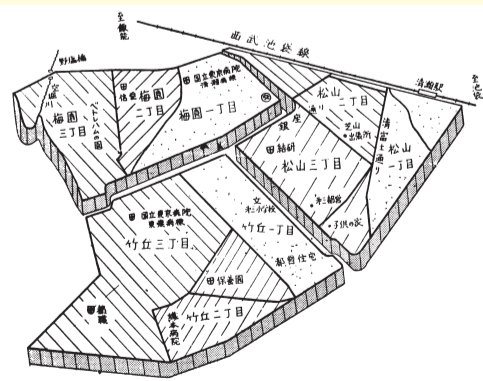
次は昭和40年。清瀬駅北側の駅に近い地域で、「元町」と「上清戸」に整理されました。「元町」はこの時誕生した名前です。

続いて昭和42年。団地の造成に伴い「旭が丘」の地名が誕生し、団地の名前も旭が丘団地となりました。

そして最後が昭和45年7月1日。それまでの3回の範囲に入っていなかった地域が整理されました。

「清戸下宿」は「下宿」に。役所の住所も中里五丁目になりました。

こうして、清瀬全域の町名が整えられ、10月1日、清瀬は市制施行の日を迎えたのでした。



「町報 きよせ」昭和39年2月15日号 最初の町名変更の地域を示した図

訂正
7月1日号市史で候miniのタイトルを「平成史」と掲載しましたが、正しくは「市史で候 平成史」でした。お詫びして訂正いたします。

本編をご覧になるには 市ホームページ…トップページ>市政情報>広報>清瀬市ブログ
プリントアウト版…市内の各図書館でご覧いただけます

8月のびん・かん 収集について

8月13日(火)は祝日の翌日ですが、次の地区では通常どおりびん・かんの収集を行います。下宿、旭が丘、中里四丁目～六丁目 ☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750